

## 障害者の人権問題

永平寺町松岡中学校 三年 川口 桃奈

みなさんは障害者を見た時、どう思い、何を感じますか？おそらく「可哀想」などと同情する人が多いと思います。しかし、障害があることは本当に可哀想な事なのでしょうか。障害者の人々は、自分に冷たい視線を送られることに対して嫌な気持ちにはならないのでしょうか。

私のいところは右腕に障害があります。右腕に障害があると、やはり生活に多少の支障は出ます。しかし、彼女にとって「多少の支障」はとても平らな道にすぎないのです。私達のように普段から両腕が使えている人が急に片腕しか使えなくなってしまったら、それはとても大きな壁にぶつかる事になります。けれど彼女は生まれてからずっと片腕の生活なので、片腕で生活する事にあまり支障はないのです。例えば、彼女は両手で上手にピアノを弾く事が出来るし、リコーダーを吹く事も出来るし、自転車に乗ったり、鉄棒をしたり、縄跳びを

する事も出来ます。もちろん友達とも遊ぶし、兄弟とも仲良く楽しく過ごしています。常に笑顔が絶えない彼女を見ていると、時々彼女に障害があることを忘れてしまいそうになるほどです。このように、彼女は普通の人と何一つ変わりない生活を送っているのです。

日本の法律に「障害者基本法」というものがあります。これは、障害者の社会参加を推進するために制定された法律で、二〇〇四年には新たに、「何人も障害者に対して、障害を理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」という内容に一部改定されました。この法律は障害者にとって、また、障害者の家族にとってとても重要なものになっています。

しかし、問題はこの法律の知名度が大変低いということです。いくら障害者のためになる法律があっても、それを知らない人が山ほどいるのでは話になりません。私は、まずこの法律を日本全国の人々に知ってもらうところから始めないと、障害者が安心して暮らせる豊かな社会づくりには程遠いと思います。前に述べた、彼女のことを可哀想と言う人々を少しでも減らすことで、日本はよりよい社会にそしてよりよい国になっていくのではないかと思います。

私はこの作文の中で「障害者」という言葉を何度も使ってきました。この言葉を使っていて私はふと気が付きました。「障害者」と言っている時点で、す

で私達は障害を持っている人に対して差別的な行為をしているのではないかと思ったのです。しかし、障害を持つ人の事を「障害者」以外の言葉で表せと言われても難しいものです。

そこで私は一つ大きな事に気が付きました。障害者は障害者に変わりはありません。しかし、「障害者」という言葉は使う人の意志によって意味合いが違ってきます。例えば、差別をしても、それを何とも思っていない人が言う「障害者」は完全に差別的な言葉として相手に伝わります。しかし、障害についてよく理解している人が使う「障害者」は、その人の障害を受け入れた上で言う優しい言葉なのだと思います。これから「障害者」という言葉を使う時、私は後者の方の意味で使いたいと思います。

この作文では障害者の人権問題について私なりにまとめてみました。まとめて分かったことは、障害者の人権問題には周囲の不理解が大きく関係しているということです。この問題を解決するにはやはり障害者の法律や障害者に関する人権問題などについて知る必要があると思います。しかし日本全国には知れ渡っていないのが現状です。私は、これから先少しでも多くの人に障害者に関する人権問題について知ってもらうために、何か活動をしたいなと思います。しかし私はまだ中学生なので、多くの人を動かしたり、組織を作ったり、まし

てや国を動かすことは不可能に近いので、私は私に出来る事を精一杯やりたいと思います。そのために、まずは積極的に障害者国体などのボランティアイベントに参加して、障害者の現状を知る機会を作ろうと思います。そして、ボランティアなどをきっかけとし、障害者についていろいろなことを私なりに勉強して認識を深め、私にでも出来る簡単なことから始めていきたいと思います。何度も言いますが、このような問題はやはり正しくきちんと知ることがとても重要で、大切なことです。まず国民の皆さんがこの問題についてきちんと理解しないうちには、障害者の人権問題は消えないと思います。私は、障害者の人権を守るためにも、人間として最低限のルールは守り、人権を守ることの重要性や必要性を皆さんに知ってほしいなと思います。